

## 企業年金の受け取り方

？ 企業年金には、勤めている会社によって受け取り方が選べることがあります。どのような受け取り方ができるのか見てみましょう。



### 企業年金は「年金」と「一時金」から選択可能

企業年金には、定期的・継続的に受けられる「年金」と退職したときなどに一括で受けられる「一時金」があります。企業年金によっては、年金と一時金、どちらか一方を選ぶことができるほか、年金と一時金を組み合わせて一部分は一時金で、残りは年金で受け

取るなどさまざまなスタイルがあります。

企業年金の受け取り方によって税金の計算方法も異なりますので、自分に合った受け取り方を今から考えておくことが大切です。



### やりくりのイメージがしやすい「年金」

企業年金を年金として受け取る場合、定期的に取り出すことでやりくりのイメージがしやすく、いっぺんにお金を使い過ぎないように工夫するのがポイントです。

年金の支給期間には一定の期間だけ支払われる「有期年金」と、一生涯支給される「終身年金」があります。支給期間については、企業年金によって設定が異なるため、自分が加入している企業年金では支給期間がどのように

設定されているのかぜひ確認しておきましょう。

企業年金を年金として受け取ると、国から受け取る公的年金と同じく「雑所得」として見なされ、税金が計算されます。公的年金の金額や、他に収入があればその金額と一緒にして税金を算出します。そのため、年金収入が増えるとその分税金や社会保険料の負担も増えることとなります。



### 税金の負担が軽くなる「一時金」

企業年金を一時金として受け取る場合、一括でまとまった金額を受け取れるため、事前に明確な使い道や計画があるときに備えることができます。

一時金は「退職所得」と見なされ、税金額が計算されます。退職所得は、他の所得と切り離して単独で税金を計算しますが、一時金の場合は勤めた期

間に応じて課税されない上限額が設けられています。そのため、もし受け取る一時金がこの上限額を超えてしまっても、その2分の1は非課税となり、税金の負担が軽くなる仕組みとなっています。まとまった金額を受け取っても、税金や社会保険料がその分跳ね上がるようなことはありません。